

愛犬のための3つのルール



わたしの愛犬
家族だから
守りたい

- 1 愛犬の登録
- 2 愛犬への狂犬病予防注射
- 3 鑑札・注射済票の装着

詳しくは裏面をご覧ください！

飼い主には愛犬のために 守らなければならない義務があります

1 犬を飼い始めたら千葉市へ登録すること

- ・愛犬の登録は、人の出生届にあたります。
- ・登録をしたら、犬の顔の形をした鑑札をお渡しします。
- ・鑑札は、家族の一員であることの証です。



実物大

2 犬に狂犬病の予防注射を受けさせること

- ・愛犬や人への狂犬病の感染を防ぎます。
- ・毎年1回（4月から6月30日まで）に受けさせる義務があります。
- ・注射したことを届け出ると、骨の形をした注射済票をお渡しします。



実物大

3 鑑札と注射済票を首輪などに付けること

- ・犬が逃げてしまっても、鑑札や注射済票の番号で、飼い主に連絡できます。

これらに違反すると、20万円以下の罰金の対象になります。

☆ 愛犬が亡くなったり、引っ越した場合は届出をしてください

- ・死亡届がなされないままでは、登録が残ってしまい、集合注射の案内が毎年届くことになります。また、転居先に届かなくなります。
- ・届出窓口
動物保護指導センター
市役所生活衛生課
各区役所地域振興課

《豆知識：狂犬病とは》

狂犬病は、人や犬などの哺乳類が感染し、発症すると治療法がなく、ほぼ 100%死亡します。
1957 年以後、日本国内での発生はありませんが、2006 年にフィリピンで犬にかまれ、日本に帰国後、狂犬病を発症し、死亡した事例があります。
狂犬病は、現在も世界中で発生しており、毎年、約5万5千人が死亡しています。
人は、ほとんどが犬に咬まれることにより感染します。
海外からの侵入に備えて、国内での飼い犬への予防注射が大切です。

- ・愛犬を飼ったら、必ず繋いで飼いましょう。
- ・散歩中も絶対に放さないでください。犬が人を咬む事故が発生しています。
- ・また、散歩の際、糞は責任をもって持ち帰りましょう。